

# KNC NETWORK NEWS

2017年9月16日 発行

**気になる記事:** 数千年分の計算→数分で。量子コンピューターで開発。

次世代の高速コンピューターとして期待される量子コンピューターを日本の製造業大手が相次ぎ導入する。従来は数千年かかった問題を数分で処理できるため、多様なサービスや製品開発で、日本企業のイノベーション創造を後押ししそうだ。

デンソー: 交通渋滞を緩和 JSR: 化学新素材速く



(有)北野財経システム

税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26

オリエンタル新大阪ビル 707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://kncc.co.jp>

**経営一言:** 経営者に大事なものは使命感と責任感と情熱だ。知識や学力が足りなくても、従業員に補ってもらえる。

(石坂産業・石坂 典子社長)

ー 所長コメント: トップは「社長業とは何か」をしっかりつかむことです。作業レベルの仕事は忙しくやっても、社長業としての成果は少ない。本来のトップとしての方針・方向を築くことです。平たく言えば、社長の仕事は利益を上げ続けて会社を成長させるにはどうするのかを考え続けることです。ー

## 宝くじの当選金、当選証明は大切に 《税務》

宝くじの当選金は非課税扱いになります。たとえ10億円が当たったとしての申告する必要はありません。しかし、宝くじの当選金をもとに事業を始めたり、家を建てたりすると、税務署の調査で資金の出所を問われることがあります。そんなときのために、資金の出どころは宝くじの当選金であることを証明できる、みずほ銀行が発行する「当選証明書」を保存しておきます。

また、複数の人と共同で購入していた宝くじは注意が必要です。共同購入した宝くじが高額当選し、代表者が当選金を受け取り、それを後で山分けすると、当選金を受け取った人から分けた人への贈与とみなされます。贈与とみなされると、贈与税が課税されることになります。

共同で購入した宝くじの当選金を非課税とするためには、当選金は、共同購入者全員で受け取ったという証明が必要になります。当選金を受け取る時は、受取人名義にすべての名前を書くか、全員そろわなければ署名押印した委任状を用意して、分配者全員の存在をはっきりさせておかなければなりません。

## 信用を得る条件 《経営》

お客様から信用を得るとは、通常どんな事をすれば良いのでしょうか。

まず、信用がある店となれば、お客様が購入した商品・サービスの品質が良く、納期や価格等も約束通りに実行する事でしょう。また、相互の信用が大事な金融業であれば、事業者が金融機関から信用されるとは、借入金を契約通りに返済したり、手形小切手を確実に決済したりすることでしょう。事業者がどんなに誠実であっても、約束が守れなければ、金融機関から信用は得られません。

さて、今回は一例として、飲食店がお客様から信用を得る条件の幾つかを示してみます。第一は、提供される飲食物の安全性や品質です。食中毒事故・食材の偽装等による信頼性違反をしない事です。広い意義では、店舗施設・什器備品の衛生管理や店員の健康管理を的確に実施する事も含まれます。第二は、価格の正当性で、前もって価格が明確に表示されていて、会計の際に不当な請求をしつけない事です。第三は、接客に関する事柄です。店員の快い礼儀作法は当然、正確に注文を取る事、迅速に飲食物を提供する事、質問や苦情を受けた時に適切な回答が出来る事等です。

## 機械の有姿除却 《税務》

「最新の機械を購入した」「商品の仕様が違って使えなくなった」といった理由で業務用の固定資産が不要になることは珍しいことではありません。

ですが、企業によってはこれらを処分せずにオフィスや工場などに放置しているケースがあります。業務スペースを縮小し、固定資産税を負担してでも不要資産を抱え込んでいるのは、ひとえに廃棄に莫大な費用がかかるからです。

こうした費用負担をさけるために業務用資産の処分を見合わせている会社の中で、「有姿除却」を適用するケースがあります。これは、使わなくなった固定資産について廃棄、解体などを行っていない場合でも、対象資産の帳簿価額から現状有姿のまま、その処分見込価額を控除した金額を「除却損」として計上できます。不要資産を抱え込んでいる会社にとってはなんともありがたい制度です。

ですが、税務署が有姿除却を認める際のチェックは厳重で、「もう使用しないつもりだったが、大量注文があったときつい稼働してしまっただけ」「現在は生産していない商品の製造機械を有姿除却したが、まれにその商品の修理依頼がくると使っている」など、完全不要でない否認されるケースもあり得ます。

実際には廃棄していないモノを帳簿上「廃棄した」ことにする以上、それなりの“体裁”を整える努力は必要になるでしょう。

## 法人税法上の「役員」とは 《税務》

法人税法上の「役員」には、会社法などの規定による取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人のほか、使用人以外のもので法人の経営に従事している者も含まれます。(法人税法施行令7条)

これには、営業所長、支配人、主任など、法人の機構上定められている“使用人としての職制上の地位”だけを持つものは含まれません。取締役または理事となっていない総裁や会長、副会長、理事長をはじめ相談役や顧問など、職務などからみてほかの役員と同様、実質的に法人の経営に従事していると判断されるものは役員に含まれます。また、使用人のうちでも一定の判定基準によって「特定株主」に該当し、経営に従事している者も法人税法上の役員です。

税法上の「役員」に該当すれば役員賞与などで経費計上の取り扱いが大きく異なります。その判断には名称ではなく実質が問われるので注意が必要です。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または [kaikei@kncc.co.jp](mailto:kaikei@kncc.co.jp)

までお寄せください。